

山梨県公報

号外第四十九号

平成二十八年

九月六日

火曜日

目次

条例

○山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(子育て支援課)
- 児童福祉法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。
 - この条例は、平成二十八年十月一日から施行することとした。

条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月六日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県条例第四十七号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項、第五十七条第二項、第九十一条第四項、第九十九条第二項及び第一百零二条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番